

第52回奈良県障害者作品展 出品要領

1. 奈良県障害者作品展への出品は本要領に基づくものとする。

2. 【出品フローについて】

市町村受付の場合

- ① 作品を出品しようとする者（以下「出品者」という。）は、出品申込書（第1号様式）により、令和6年9月2日（月）まで※に市町村（以下「受付団体」という）へ申し込むものとする。（別紙フロー図 **A**を参照）
- ② 出品申込書（第1号様式）を受理した市町村は、出品報告書（第2号様式、第3号様式、第4号様式）を令和6年9月13日（金）までに、障害者作品展事務局へ提出するものとする。（別紙フロー図 **B**を参照）
- ③ 出品者は作品に適当な額装、枠張り、装飾、設備等を行い、住所、氏名、題目を明記のうえ、市町村の指示に従い、令和6年11月15日（金）まで※に、市町村へ提出するものとする。作品を受理した市町村は、出品者へ作品預り証を交付するものとする。

※ただし、預り証の様式及び交付については、市町村の判断に委ねる。（別紙フロー図 **C**を参照）

※①及び③の日付けは市町村で変更可。ただし、②令和6年9月13日（金）は厳守

学校から出品の場合

特別支援学校・特別支援学級（以下「受付団体」という）に通学している場合は、当該学校から、出品報告書（第2号様式、第3号様式、第4号様式）を令和6年9月13日（金）までに、障害者作品展事務局へ提出するものとする。（別紙フロー図 **D**を参照）

施設から出品の場合

県内障害者・児の施設（以下「受付団体」という）に入所または通所している場合は、当該施設から、出品報告書（第2号様式、第3号様式、第4号様式）を令和6年9月13日（金）までに、障害者作品展事務局へ提出するものとする。（別紙フロー図 **D**を参照）

※締切期限の令和6年9月13日（金）を過ぎた場合は原則として受付しないものとする

4. 【受付確認等について】

障害者作品展事務局は、第2号様式、第3号様式、第4号様式の受理後、作品の内容、キャプションカード、搬入・搬出についての確認を受付団体へ行うものとする。（別紙フロー図 **E**を参照）

5. 【搬入について】

受付団体は、障害者作品展事務局の指示に従い作品を出展会場の生駒市芸術会館 美楽来へ搬入するものとする。（別紙フロー図 **F**を参照）

6.【搬出について】

受付団体は、障害者作品展事務局の指示に従い作品を出展会場の生駒市芸術会館 美楽来から搬出するものとする。（別紙フロー図 **G**を参照）

※搬入・搬出の詳細については、申込後、障害者作品展事務局から連絡あり

7.【作品の返却について】

受付団体は、展示会場搬出後、出品者へ作品を返却するものとする。

8.【出品作品について】

作品の大きさについては、縦1.2m（書道に限り2.0m）、横1.5m、奥ゆき1.5m以内とする。（額装、枠張り、装飾、設備等を含む。）規定サイズを超えた作品は優秀作品選考の審査対象外とする。また、出品数多数の場合、規定サイズを超えた作品は展示できない場合がある。出品された作品については十分に注意して取り扱うが、不可抗力による作品の紛失、き損その他については一切責任を負わないものとする。

また、**展示方法が不十分なため、展示期間中に落下するものについては、撤去することもあるので、十分な強度をもって展示すること。（例：作品の裏にビニール紐を養生テープで貼り、ワイヤーフックに引っかけるなど、強度がない展示は不可）**

◎昨年、展示期間中に作品が落下する事態が多発したため、作品展事務局が補強等の作業を行ったが、個別対応の負担が大きくなると判断した場合、また頻繁に作品が落下する場合は、やむを得ず展示を中止する場合がある。展示についての事前準備を十分行うこと。

虫害や臭害、防菌、防カビ、防塵対策を徹底するため、原則「自然素材を使用していないもの」とする。乾燥素材であっても、会期直前に採集した植物や木の実などを使用している場合は展示をご遠慮いただく可能性がある。

10.【作品紹介の表示について】

出品者等が希望する場合は、作品紹介（作品の制作過程を紹介する写真、記事、団体紹介等）を、次の規格により作品に添付すること。

- ①写真、記事等は210mm×297mm（A4サイズ）以内の台紙に収まるよう割付けをしておくこと。
- ②割付けの内容については問わない。
- ③の台紙は、1作品又は1団体につき1枚とする。

11.【学校・施設のPRについて】

出品団体（市町村の除く）は、事業所の紹介カード（A4、横向き、1枚）を作成すること。

※会場の一部に事業所PRコーナーを作る予定。積極的なPRをお願いします。